

目黒区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

昭和61年4月1日付け目厚障支第30号決定

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者等（以下「障害者等」という。）の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、日常生活に使用する自動車の燃料費（以下「燃料費」という。）の一部を助成することについて必要な事項を定め、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施内容)

第2条 この事業の実施内容は、次条第1項に規定する障害者等又はその者と同居している親族が保有する自動車（原動機付自転車を含む。）を、自己又は当該障害者等のために使用するとき限り、燃料費の一部を助成するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、区内に住所を有する障害者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東京都愛の手帳を所持し、その程度が2度以上の者
- (2) 下肢・体幹・内部に係る機能障害を有する、身体障害者手帳の総合等級が3級以上の者
- (3) 上肢・視覚に係る機能障害を有する、身体障害者手帳の総合等級が2級以上の者
- (4) 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症を有する者
- (5) 区が別に指定する難病等で医療費助成を受けている者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する期間は対象者とはしない。

- (1) 目黒区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年10月目黒区規則第44号。（以下「区手当規則」という。）第2条に規定する施設に入所、及び各医療機関への入院期間中。
 - (2) 本事業の基準日である当該年度4月1日の対象者本人（20歳未満の場合は、同世帯の父母又は本人の中で所得の高い者）の前々年の所得（所得の範囲及びその額の計算方法については区手当規則第3条及び第4条の規定の例によるものとする。）が、区手当規則第1条の3に定める額を超える当該年度末まで。
- 3 区手当規則について、施設並びに所得制限額、所得の範囲及び、その額の計算方法並びに特殊疾病に係る改正がされた場合における前項の規定の適用及び必要な経過措置に関しては、別に定めるものを除き、当該改正後の区手当規則の例による。

(助成の申請・認定等)

第4条 燃料費の助成を受けようとする者又はその代行者（第7条第2項に規定する、福祉タクシー利用券からの切り替えをしようとする者を含む。）は、心身障害者自動車燃料費助成認定登録申請書（別記第1号様式）に、別に申請に必要なと認める書類を添えて、区長に申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、前条の規定に該当すると認め、燃料費の助成を決定したときは、心身障害者自動車燃料費助成決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。なお、燃料費の助成を決定した年度以降については、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 燃料費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）については、当該年度の基準日4月1日時点において、前条第2項第2号の規定の該当の有無を審査し、該当しない者に対し

て燃料費の助成を継続して行う。

(2) 前号において、受給者が前条第2項第2号の規定に該当すると確認したときは、区長は、心身障害者自動車燃料費助成資格停止通知書（別記第3号様式）により、当該受給者に通知するものとする。

(3) 前号の規定により通知した年度以降においても、継続して第1号の規定に基づき当該年度の審査を行い、受給者が前条第2項第2号の規定に該当しないと確認したときは、心身障害者自動車燃料費助成資格再開通知書（別記第4号様式）により、当該受給者に通知するものとする。

(4) 当該年度中に、前条第2項第2号の規定の所得について国税通則法第23条の所得の更正の請求または同法第19条の修正申告（以下「更生の請求等」という。）を行ったと、第9条第1号の規定により受給者又はその代行者から申出があった場合は、申出があった日をもって基準日と同じく審査を行い、燃料費の助成の可否について決定する。

3 区長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、前条のこの事業の対象者たる規定に該当しないと認めるときは、その理由を付して、心身障害者自動車燃料費助成却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 区長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当すると確認したときは、心身障害者自動車燃料費助成登録消滅通知書（別記第6号様式）により当該受給者に通知するものとする。

(1) 第2条に規定する自動車を保有しなくなったとき

(2) 前条第1項の規定に該当しなくなったとき

(3) 前条第2項第1号の規定に該当したとき

(4) 第8条の規定に該当したとき

(5) 第9条第1項第3号または第4号の規定に該当したとき

(助成内容)

第5条 燃料費の助成は、前条第2項の規定により助成の決定をした日（前条第2項第4号の規定により、審査を行い燃料費の助成を決定した日を含む）の属する月の1日から、前条第4項の規定により、燃料費の助成が消滅となった日の属する月の末日まで行うものとする。

2 受給者は、次のとおり全3期ごとに、心身障害者自動車燃料費助成金請求書（別記第7号様式）に、各期内に発行された領収書その他の燃料の購入を証明する書類の原本（以下「領収書等」という。）を添付して、別に定める請求期間内に請求しなければならない。ただし、特別の理由により、定められた請求期間内に請求をすることができないときは、定められた請求期間外に請求することができるものとする。

期別	期間
第1期	4月から7月
第2期	8月から11月
第3期	12月から3月

3 受給者が死亡した場合に相続人が請求するときは、心身障害者自動車燃料費助成金 未支払請求書（別記第8号様式）に領収書等の他、請求に必要な書類を添えて、区長に請求することができる。

4 助成額は、第2項に定める各期毎に領収書等により確認できる範囲内の額で、10,000円を限度とする。

(助成金の支払)

第6条 区長は、前条の規定による助成金の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに請求者へ目黒区会計事務規則（昭和39年3月目黒区規則第5号）第47条及び第75条の規定に基づき、口座振替により支払うものとする。

（福祉タクシー利用券との併給）

第7条 第3条第1項の規定にかかわらず、燃料費と目黒区福祉タクシー事業実施要綱に基づく福祉タクシー利用券の併給は認めない。

2 当該年度途中に、福祉タクシー利用券の受給から燃料費の受給へ切り替える場合、下表のとおり未使用の福祉タクシー利用券を返還することを条件に、第4条第1項の規定に準じた申請を行った月より助成額を支給する。

申請月	請求できる 年間燃料費助成額	切り替えのため返却が 必要な未使用福祉タク シー利用券
4月	30,000円 (2,500円×12ヶ月)	3冊
5月	27,500円 (2,500円×11ヶ月)	3冊
6月	25,000円 (2,500円×10ヶ月)	3冊
7月	22,500円 (2,500円×9ヶ月)	3冊
8月	20,000円 (2,500円×8ヶ月)	2冊
9月	17,500円 (2,500円×7ヶ月)	2冊
10月	15,000円 (2,500円×6ヶ月)	2冊
11月	12,500円 (2,500円×5ヶ月)	2冊
12月	10,000円 (2,500円×4ヶ月)	1冊
1月	7,500円 (2,500円×3ヶ月)	1冊
2月	5,000円 (2,500円×2ヶ月)	1冊
3月	2,500円 (2,500円×1ヶ月)	1冊

（不正受給の禁止等）

第8条 区長は、次の者に対して助成金を返還させることができる。

- （1）第4条第4項各号に該当する者が助成金を受けていたとき。
- （2）偽り、その他の不正の手段により助成金を受給した者
- （3）その他区長が返還の必要があると認める者

（変更等の届出）

第9条 受給者は、次の各号のとおり登録内容及び各申請内容に変更等が生じたときは、心身障害者自動車燃料費助成登録者異動届（別記第9号様式）に、当該変更等の事実を証する書類、その他必要な書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- （1）第4条第2項第4号の規定による所得についての更正の請求等を行ったとき
- （2）第4条第4項第1号、第2号または第3号のいずれかに該当した時
- （3）燃料費助成から福祉タクシー利用券の受給へ切り替えるとき
- （4）前号のほか、燃料費の助成を辞退するとき
- （5）その他、変更が必要な事由が発生したとき

（公簿等による確認）

第10条 区長は、この要綱の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することがで

きる。

(定めのない事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成元年7月25日から施行し、改正後の要綱第6条の規定は平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成3年7月25日から施行し、改正後の要綱第6条の規定は平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成8年4月1日から施行し、改正後の要綱第6条の規定は平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の要綱第2条第1項ただし書の規定は、平成17年8月分以後の月分の助成金の支給要件について適用し、同年7月分までの月分の助成金の支給要件については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。